



シルバーポイント事業



センターが定める活動を行う会員にポイントを付与し、一定以上のポイント獲得者にサービスを提供します。

会員サービスの向上とセンター事業への参加促進を目的とした事業であり、会員の皆さまの参加をお願いします。

◎どんな活動が対象になる？ → 会員紹介と受注開拓

- ❖ 紹介された方が会員として新規に入会した場合… 1名につき **10**ポイント
- ❖ 紹介された新規の家庭や企業等と受注契約を締結した場合… 3か月未満の契約は **5**ポイント
3か月以上の契約は **10**ポイント

◎サービスと必要ポイント数は？ → 年会費の免除

- ❖ 年会費(令和5年度または令和6年度)の免除
- ❖ 必要ポイント数…◇一般会員 **20**ポイント❖ゴールド会員 **10**ポイント

◎交換できる期限は？ …… 令和7年5月31日まで

◎ポイントの交換方法は？ (確認書及び交換申請書の提出)

- ❖ ポイント活動を行った会員は、「シルバーポイント確認書」をセンターに提出して下さい。その際に「シルバーポイントカード」を提示し、ポイント付与の確認印を受けて下さい。
- ❖ ポイントを所有する会員は、「シルバーポイント交換申請書」をセンターに提出し、ポイントを交換し、サービスを受けて下さい。

お問い合わせ先

センター事務局までお願いします。 ☎ 53-1150